

令和3年 第10回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年 10月29日(金) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 山口 裕三 2番 松井 正一郎 3番 松崎 久範
5番 上野 光正 6番 坂元 洋子 7番 幸妻 正浩
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史 2番 坂本 実 3番 橋口 昌央
5番 永友 定己 6番 小嶋 秀樹 7番 坂本 幸
8番 宮越 美秋

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第48号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第49号 買受適格証明書の交付について
- 第6 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第51号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認
について
- 第8 議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
- 第9 議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の決定について

5. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 兵藤 衣重 主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

ただいまから、令和3年第10回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。
会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

それでは、始めます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、5番上野光正委員、6番坂元洋子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日10月29日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。2ページを御覧ください。

まず、10月の業務報告についてでございます。

6日に、宮崎県農政水産部農村計画課と18条関係の案件について事務協議を行いました。これは3条の解約の関係の案件になります。総会が終わりまして、詳細については説明をさせていただきたいと思っております。

同じく6日に、一ツ瀬川地区3条資格者協議が行われました。

13日と15日に、あっせん委員会を開催いたしました。

同じく15日に、西都児湯管内農業委員会会長、農業者年金受給者協議会会

長、事務局長合同会議が新富町で開催をされました。

19日に、監査から備品の定期監査が行われております。

同じく19日に、宮崎県農業振興公社と農地売買等事業に伴う農地買入事前調査会を行っております。

22日に、家族経営協定の調印式が行われまして、会長を立会人として、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの御家族が、それぞれ、御夫婦と息子さんとで、家族経営協定を締結をされております。

同じく22日に、宮崎県農業会議によりまして、全国農業新聞全国統一普及強調月間に伴う市町村巡回で農業委員会に来られております。

27日に、人・農地プラン県推進チームとの意見交換会が行われております。これにつきましては、農業委員さんや推進委員さん皆さんが十分理解をされているとは思いますが、人・農地プランというのが農業者が話し合いに基づいて地域農業における中心経営体地域における農業の在り方を明確化して公表するものということはお分かっておることだとは思いますが、全国で1,500ぐらいの市町村、大体地区にしたときに15,000程度が作成をされているようです。

その中でいろんなプランが作成されてるんですけど、実際話し合いがなされていない机の上で作ったような書類ばかりが出ているというので、全国的に問題になってきてるところでございます。

高鍋町で大体40%程度が現在の進捗率というように今年の3月の資料では出てるということで、ヒアリングの中での資料でございました。

要は地区を担当する農業委員さんとか推進委員が主導して地域内の営農意向調査を実施してほしいということがあつてますので、ちょっとコロナの関係とかでなかなか出来ていない部分もありますので、その辺りをお願いしたいと思っております。農業者の年齢とか後継者がいるいないとか、そういう農地を今後どうして行きたいとか、そういうのが営農計画の調査というところになってくるアンケート方式部分とか、5年後、10年後に後継者がいない人を見える化するということです。地図の上で落としたりして、話し合いをしてくださいというようなものでございます。

こういう状況のいわゆる交付金とか、そういうものに反映をしております、現在ここで直接関係があるという、委員さんたちの報酬とか、そういうもの

などが交付金で賄えてる部分も算定の要件にされているようでございます。実質的な担当は農業政策課になるんですけど、あちらから担当地区ごとでまた依頼とか説明とかあると思いますので、その際には協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

そういう話が27日の話しの中とか、そういうところの中であっております。

10月の総会関係でございます。21日に現地調査を行いまして、本日29日が総会です。

終了後に、「高鍋町農業経営改善等対策会議」が行われますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、下の方になります。11月の業務計画でございます。

12日に、常設審議委員会が開催され、当町の案件は1件の予定でございます。

同じ12日に、「市町村農業委員会事務局長会議」と「国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区に関する準備会」が開催をされます。

15日から16日にかけて宮崎県女性農業委員連絡協議会特別研修会があります。これ今年だけということです。ほかの研修とかいろいろあつて部分なつてるので、今年度だけ実施をするということで五ヶ瀬町で開催をされます。

19日に、第2回行政事務連絡委員会が開催をされます。

11月の総会関係でございますが、22日に現地調査、30日に総会を行う予定としております。

よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

[事務局]

3ページを御覧ください。

県進達経過報告を申しあげます。

5条申請2件、10月14日付けで許可となっております。以上です。

4 ページを御覧ください。

「農地法第18条第6項の規定による通知について」は御覧のとおりです。
1番と2番は本日の議案53号に関連しております。

続きまして、5 ページを御覧ください。

「合意解約届出について」は御覧の1件です。御確認をお願いします。以上です。

[議長]

ただいまの報告2ページから5ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第48号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

はい。6 ページをお開きください。議案第48号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和3年10月4日 貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番 田 309㎡ ほか6筆

2番 令和3年10月6日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番* 畑 535㎡ ほか16筆

3番 令和3年10月8日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 4, 9 2 2 m²

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1 番 貸渡し 申し出	担当委員 8 番 宮越 美秋 推進委員
	順番委員 3 番 橋口 昌央 推進委員
2 番 売渡し 申し出	担当委員 1 番 橋口 卓史 推進委員
	順番委員 7 番 坂本 幸 推進委員
3 番 売渡し 申し出	担当委員 5 番 永友 定己 推進委員
	順番委員 2 番 坂本 実 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号 5、議案第 4 9 号「買受適格証明書の交付について」を議題とします。

本案件につきましては、高鍋町の公売の対象になっているものですが、土地が農地の場合、競売物件であっても、落札された方は農地法の規定による許可を得ることが必要となります。

このため、本案件につきましては、農地法第 3 条の許可基準に照らし合わせ、買受適格証明の申請人が許可条件を満たしているかどうかをここで審査していただくものでございます。

また、買受適格証明書の交付を受けた方が、最高価申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、同じ内容で農地法第 3 条の許可申請書を提出した場合、再度総会で審議を行わず、許可書の交付をすることとなります。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。15ページをお開きください。

議案第49号「買受適格証明書の交付について」です。

1番。申請地 大字〇〇字〇〇****番* 田 1, 757m²

申請人 〇〇〇〇

取得目的は農地として利用するものです。

担当の幸妻委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい。説明いたします。今回の案件は買受適格証明願でございまして、今回願いを出されておるのが、〇〇の〇〇〇〇でございまして。

〇〇〇〇さんは既に今水田を5町弱作付けされて、皆さんもう御存知かと思いますが、〇〇を栽培されて、学校給食関係と県外へということで売買まで手掛けておられます。

なお、農機具についてもトラクター、田植機、乾燥機ということで、〇〇ですから台数は多いですけども、乾燥機、ほかに糞摺り機も持って受託作業もされておる方でございます。

場所につきましては、17ページを御覧ください。上の方に〇〇というのが入っていると思いますが、これが〇〇線でございます。

〇〇を過ぎまして、〇〇方面に行きまして、50mぐらい行ったら、〇〇の方に行く道があるんですけども、そこを左に入っていて、赤マークがありますが、赤マークの横に緑で塗ったところがあると思いますが、ここはもうすでに〇〇〇〇さんが加工用米の専用のプラントということで作って、仕事をされているところです。

今回出てるのがこの赤マークでございます。〇〇さんの加工施設の近くでもあるし、私は別に問題なからうと思いますが、皆さんの御審議をよろしく願います。以上です。

[議長]

推進委員から補足する事がありましたらお願いします。

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。今説明がありましたけども、緑の部分につきましては農機具倉庫も置かれてあるので、現地には近いと思います。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。16 ページをお開きください。農地法第 3 条調査書を付けております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

落札者となって、農地法第 3 条の許可書が交付された後は、水稻を作付けされる予定で、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり、証明書を交付し、申請者が最高価申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、同一内容の許可申請が提出された場合は、許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、本件は原案のとおり、買受適格証明書を交付することに決定し、同一内容の許可申請が提出された場合は、許可することに決定いたしました。

日程番号 6、議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。18 ページをお開きください。

議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1 番 有償移転。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 547 m² ほか1筆

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5 番。

[5 番]

はい。説明させていただきます。資料の20 ページを見ていただきますと、場所がカラー刷りであります。〇〇の西側に〇〇がありますが、ここに〇〇の〇〇があります。その南側に〇〇がありますが、その隣が赤く塗ってあるところであります。

譲渡人の〇〇〇〇さんは、平成30年の12月31日に相続で財産を受け継いでおりますが、〇〇に住んでおられるため、なかなか維持管理もされてないようで、現況はセイタカアワダチソウは所々茂っておる状況でありました。

ただし、雑木等はありませんので、2, 3年くらいは耕作をされてないのかなという気がいたします。

図面では筆が分かれてここ2筆あるんですが、隣の****番*、色が塗ってないんですけども、ここも該当地になります。

現況は境界がありません。

一方、譲受人の〇〇〇〇さんは〇〇で〇〇の〇〇経営を行っておられまして、申請地にも飼料を植える計画になっております。

そういうことで、耕作放棄地解消にも繋がると考えております。

売買価格は10a当り〇〇〇〇円ということです。以上説明を終わります。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。上野委員の発言でよろしいかと思えます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。19ページをお開きください。農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号7、議案第51号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。26ページをお開きください。

議案第51号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 ほか3筆

****番、****番は、登記地目、宅地。現況、畑。

****番、****番*は、登記地目、山林。現況、畑です。

現況が畑ですので、農地法の手続きの対象です。

面積は4筆、合計6,370.29㎡。

転用目的は太陽光発電設備の設置です。

担当の松井委員より御説明をお願いします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。2番。説明します。農地法第4条による許可申請の案件です。

申請人の〇〇〇〇様は〇〇に本社を置きまして、主に〇〇を行っておる業者さんです。

28ページの地図を開いていただきますと、〇〇と書いてある横の道路が上の方が〇〇に繋がる道でありまして、これを下に下りまして、〇〇〇〇さんがここにありますが、少し先にズッキーニのビニールハウスがありまして、そこの前の道を上から見ますと、左手方向に30mほど入って突き当たる手前で左に入ったところが当該用地になります。

東と南方向を山林に囲まれて、6,370.29㎡の畑です。現況は〇〇が生えておりまして、きれいに手入れされている状況でした。

造成費は〇〇〇〇円、変電発電施設に〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円を用意しています。

すべて自己資金で賄うということでもあります。

雨水等に関しましてですが、外周に防護壁を設置しまして、土砂の浸水を防ぐ。また、雨水に関しては側溝を外周沿いに設けまして、この地図でいきますと上の方に雨水桝を設置したうえで、コルゲート管を使って、水路に排出することですので、問題はなかろうかと思えます。

あと、補足説明を少しお願いします。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。申請地については、元々の所有者が太陽光発電設備設置を行う予定で許可を得ていた土地と事業を譲り受けるため、申請者の子会社が土地を購入し、認可の変更手続きを行っていましたが、子会社の定款の事業目的に太陽光発電関連の事業がなかったため、親会社である申請者が事業を行うことになった経緯があったとのことでした。

また、ほかの土地についても仲介業者の紹介がありましたが、条件が合わなかったということです。このようなことから2種農地ではありますが、転用はやむを得ないと判断されます。

また、土地の取得や太陽光発電施設の手続きに当たり、現況が畑ということを知らず、農地法の手続きを怠っていたということの顛末書が申請書に添付されています。

なお、〇〇の事業者が変更になっているため、事業譲渡書類が申請書に添付されており、現在は申請者が事業者であることも確認しております。

先ほど松井委員がコルゲート管を設置して、水路に流すというお話だったんですが、コルゲート管を町の里道の上を這わすように設置することと、水路への放流については、建設管理課との協議も終わっており、法定外公共財産使用許可書が申請書に添付されています。また、問題が発生した際は責任をもって対処する旨の確約書が申請書に添付されています。

太陽光発電施設の設置について、近隣の住宅及び農地の所有者へ説明を行い、承認を得ていることを申し添えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号8、議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

34ページをお開きください。

議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目、田。現況、雑種地、288㎡。

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は露天駐車場です。

担当の松井委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。2番。説明します。農地法第5条による譲渡人〇〇〇〇さんから譲受人〇〇〇〇様への所有権移転の申請案件です。

36ページを参照していただきますと、中央の道路が〇〇線になります。

そのちょうどページの真ん中辺りの黄色の枠の部分が申請地になりますが、ここは〇〇の真裏の駐車場になりまして、申請地はその隣接地に当たります。

面積は280㎡。現状は草が生えておりまして、いわゆる雑種地のような状態ですが、境界もしっかり判別できました。

目的は露天駐車場ということで、隣接しました****番*は宅地になって

おりまして、127.77㎡と合わせまして、415.77㎡としまして、一緒に造成して駐車場として使う計画だそうです。

土地代金が〇〇〇〇円、造成代が〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円となっております。

南側は町道となっております、敷地全周をブロックで囲みまして、土砂を防ぐ、流出を防止するという事です。

自然浸透ということですが、多い場合は南側の町道に放流するという事で、問題はなかろうかと思えます。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域で用途区域が近隣商業地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。

被害防除についてですが、松井委員が言われた通りなのですが、追加で、問題が発生した際は責任をもって対処する旨の確約書が、申請書に添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

34ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 482㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は貸家新築です。

担当の松崎委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。3番。説明します。申請地は前の〇〇〇〇の交差点を東に約400mほど行った左側にあります。

〇〇〇〇さんはここに貸家を新築し、カーポートを設置されるとのこと。この土地は細長くて、また、周りより低いところにあります。ここを現状程度通りの高さに南側道路の高さくらいで平坦化後、宅地造成、境界には既にブロック塀があるために、転用工事による土砂流出の懸念はありません。

生活排水は公共下水道へ流すということです。雨水は自然浸透に加えて南側排水路がありますけど、そこに排水管暗渠を通して両側に溜め枳を設置するということです。

土地の購入費は〇〇〇〇円で、合計が〇〇〇〇円で、全て自己資金ということです。残高証明書が添付されていました。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第2種中高層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。

申請地の南側にあります水路について、〇〇水利組合の組合長と工事や雨水

排水について協議し、了承済みです。

小丸川土地改良区との協議も整い、差し支えない旨の意見書が申請書に添付されております。また、問題が発生した際は責任をもって対処する旨の確約書が申請書に添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

3番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

34ページにお戻りください。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目、畑、165㎡。

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は一般個人住宅の増築及び駐車場です。

担当の松崎委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。3番。説明します。申請地は〇〇線を〇〇から約4、500m行ったところ、〇〇という看板のところを左に曲がりまして、3つ目の交差点を右に曲がり、数mを行ったところの交差点を左に曲がった突き当たりになります。

〇〇さんは家の増築と駐車場にされるそうです。西側には農地がありますが、ブロック塀を設置し、土砂流出がないようにします。

汚水処理は合併浄化槽で処理し、側溝に流すということです。雨水は道路側に側溝があります。そこに流すとのことでした。

土地代は〇〇〇〇円で、造成費は〇〇〇〇円ということで、残高証明書が添付されていました。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。転用理由が譲受人の自宅の増築と、申請地の向いにある譲受人の会社の駐車場です。

申請地以外では目的を達成できないという書面が申請書に添付されており、第2種農地ですが、申請内容から転用はやむを得ないと判断されます。

被害防除について、問題が発生した際は責任をもって対処する旨の確約書が申請書に添付されています。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号9、議案第53号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。48 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 2, 178 m² ほか8筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番。説明いたします。令和3年の10月11日に賃貸人の〇〇〇〇様、賃借人〇〇〇〇で農地法第18条第6項の規定により合意解約がなされた農地です。

今回〇〇〇〇様から息子の〇〇〇〇さんに所有農地全て全筆贈与するための一旦〇〇〇〇との契約を解約し、所有権を移転するものです。

〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の取締役です。〇〇〇〇さんに登記名義変更された後は、再度〇〇〇〇さんに貸借契約を結ばれる予定です。

場所は〇〇の工場より東に200m程度行ったところに北方向に入る農道があります。それを入った右一帯が〇〇〇〇の〇〇です。その山手の方の25,241 m²の〇〇が今回の申請農地です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。49ページをお開きください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 783㎡ ほか1筆

所有権を移転する者 ○○○○

所有権の移転を受ける者 ○○○○

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。○○○○さんから○○○○さんへの無償での所有権移転でございます。

申請地は、〇〇の****番*は〇〇橋から西へ70mほど行った南側でございます。また、****番*は〇〇を東へ80mほど行き、南側の農道を150m行った左側でございます。

現状は2筆ともきれいにトラクターで耕運されてきました。

次の案件でもあるようにお互いが合意のうえ土地の交換という形で今回案件が上がっております。また、○○○○さんは水稻を中心とした農業従事者でございます。以上でございます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 939m² ほか1筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの無償での所有権移転でございます。

申請地は〇〇の****番は直線で、〇〇を北へ100mほど行ったところでございます。また、****番*は先ほど説明したところの****番*のすぐ横でございます。

2筆ともロータリーがかけられて、きれいにされていました。

後の詳細は先ほど述べましたので、省略させていただきたいと思います。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 373m²

所有権を移転する者 ○○○○

所有権の移転を受ける者 ○○○○

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。○○○○さんから○○○○さんへの有償の所有権移転でございます。

この件は先月あっせんで上がってきたものでございます。

申請地は○○の○○の真ん前になります。現状は稲を刈ったあとになっていますが、本人確認したら、草枯らしをかけていると、その後、ロータリーをかけるそうです。

○○○○さんは稲を中心とする、露地野菜などを栽培している認定農業者でございます。

対価は○○○○円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。50 ページをお開きください。

5 番 農地の所在 大字○○字○○****番* 田 739㎡ ほか2筆

所有権を移転する者 ○○○○

所有権の移転を受ける者 ○○○○

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転でございます。

申請地は〇〇の〇〇の 2 筆は〇〇の〇〇の前の道路を北の方、左側の方に 200m ほど行った右側に 2 筆ともございます。

現状は先ほど説明したとおり草枯らしがかけられてありましたが、その後ロータリーをかけるそうでございます。

また〇〇は、先ほど申請地を説明しましたが、〇〇の真正面の隣同士でございます。番地もほぼ一緒のような感じで書いてあると思いますけど。

〇〇〇〇さんの詳細は先ほど説明したので、省略させていただきます。

対価は全部で〇〇〇〇円です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 482㎡ ほか1筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転でございます。

申請地は〇〇に〇〇がございます。そこから南へ100mほど行った、左側に2筆ともそこに申請地がございます。現状はロータリーがかけられていました。

〇〇〇〇さんはハウスきゅうり、なす又水稻などを栽培される認定農業者でございます。

対価は〇〇〇〇円でございます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 792㎡ ほか4筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社

担当の小嶋推進委員、坂本実推進委員を代表して小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから県農業公社の特例事業のうち、分割払いタイプを活用した売買で、分割払い後には〇〇〇〇さんへの所有権が移る予定の農地です。

申請地は****番*が〇〇のすぐ東側の県道〇〇線脇の三角の田んぼと、これから県道越えて東へ120mほど行った〇〇の1筆です。

それと〇〇から西へ150mほど行ったところの農地が****番*と*です。それから、また更に西へ180mほど行ったところの田んぼが****番*の田んぼです。合わせて5筆でございます。

今までは〇〇〇〇さんが賃借で耕作されていましたが、7月にあっせんの申し出があり、10月13日のあっせん委員会で調停を行いまして、調停が成立し、反当10a当り〇〇〇〇円で売買成立いたしました。

代金につきましては、11月22日に県農業公社から口座振り込みで支払われる予定です。

現地を確認したところ、5筆とも稲刈り後にきれいに天地返しの耕運がされておりました。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。51ページをお開きください。

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 542㎡ ほか1筆
所有権を移転する者 〇〇〇〇
所有権の移転を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社
担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番。説明いたします。〇〇〇〇さんから先ほどの7番と同じく県農業公社の特例事業のうちの分割払いタイプを活用した売買です。分割払い後は先ほどと同じく〇〇〇〇さんへ所有権が移る予定の農地です。

申請地は先ほどの〇〇〇〇さんの〇〇の東隣の****番*と*の農地です。

今までは先ほどと同じく〇〇〇〇さんが賃借で耕作されていましたが、先ほどと同じく7月にあっせんの申し出があり、10月13日のあっせん委員会で調停が成立し、10a当り、〇〇〇〇円で成立いたしました。

代金は同じく11月22日に農業公社から口座振り込みをされる予定です。

現地を確認したところ、2筆とも稲刈り後のきれいに天地返し耕運がされていました。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 600㎡

所有権を移転する者 ○○○○

所有権の移転を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。○○○○さんから先ほどの 8 番と同じく県農業公社の特例事業のうち分割払いタイプを活用した売買です。先ほどと同じく分割払い後には○○○○さんへの所有権が移る予定の農地です。

申請地は先ほどの○○○○さんの田んぼの隣の農地です。先ほどと同じく今までは、○○○○さんが賃借で耕作されていましたが、7月に申し出があり、10月13日のあっせん委員会で調停が成立し、10a 当り○○○○円で成立いたしました。

代金の支払いは11月22日に県農業公社から口座振り込みで支払われる予定です。

現地を確認したところ、○○○○さんの田と、○○○○さんの田と、この1筆、合計4筆が1枚に整地されて、稲刈り後にきれいに天地返しの耕運がされてきました。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、利用権設定です。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。52ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 3, 978 m²

利用権を設定する者 ○〇〇〇

利用権の設定を受ける者 ○〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権の再設定です。

申請地は大字〇〇地区の1筆で、〇〇より北西へ400mほど行ったところの〇〇の農地です。

今の耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんは先ほどもありましたけども、付近で5町以上の田んぼを耕作されております。

現地を確認したところ、きれいに天地返しの耕運がなされた状態でした。

また、賃貸料は10a当り玄米で〇〇kgだそうです。期間は2年間です。以上です。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 2, 079 m²

利用権を設定する者 ○〇〇〇

利用権の設定を受ける者 ○〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の再設定です。

〇〇〇〇さんは早期水稻、キャベツ、お茶などを栽培されております。

申請地は〇〇地区の〇〇のすぐ北側の 2, 079 m²の農地で、畑です。現地を確認したところ、キャベツが作付けされておりました。

期間は 3 年間で、無償とのことです。以上です。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 2, 781 m² ほか 1 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規の設定です。

〇〇〇〇さんは、先ほど説明したので省略いたします。

申請地は〇〇地区の〇〇の西側 4, 647 m²の農地と、南側の〇〇の横の 2, 781 m²の農地です。

現地を確認したところ、いずれも畑で、キャベツが作付けされておりました。
期間は10年間で、10a 当り〇〇〇〇円、それにお茶〇〇kgということ
です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。53ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 1, 877 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の再設定で
す。

申請地は〇〇地区の〇〇から北へ150mそこから西へ100m行ったとこ
ろの1, 877 m²の農地です。

現地を確認しましたところ、キャベツが作付けされておりました。

期間は10年間で、金額は10a 当り〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

次の5番から7番まで、3件の案件につきましては、農地中間管理事業を活
用した利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、す
べて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、「利用権の設定を受ける者」についての説明は、
省略いたします。

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 3, 252㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を活用しての新規の利用権設定です。

申請地は2筆。1筆目は、〇〇****番*、〇〇の〇〇南側から出てきた交差点の南西側に位置します。3, 252㎡の田んぼです。

続きまして、2筆目はその交差点から更に南に200mほど進みました交差点を東に200mほど行った、東側の〇〇****番です。1, 896㎡の同じく田んぼであります。

いずれも耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、焼酎米でしょうか、稲が最近刈られたようになっておりました。

借地料は10a当り〇〇〇〇円、期間は5年間。

今後は甘藷、水稻、麦等、焼酎の原料になるものを作付けされるようです。

以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 7, 172 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を活用した新規の利用権設定です。

申請地は〇〇〇〇さんのすぐ西隣の農地になります。現地自体は石灰が振られた状態でした。

後の契約期間は5年間で、10a当り〇〇〇〇円だそうです。

借り受けるのは、最終的には〇〇〇〇だそうです。以上です。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。54ページをお開きください。

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 455 m² ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから公社との中間管理事業を使った新規の利用権貸借です。

申請地は〇〇がある場所から西へ80mほど行き、南へ100mほど行った、左側に2筆とも隣り合わせでございます。

現状はちょうどブロッコリーを植えている最中でございます。

期間は10年で、10a当り〇〇〇〇円です。

耕作者は〇〇〇〇さんです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

[2番]

いいですか。

[議長]

はい。2番。

[2番]

利用権設定の2番、3番、4番の〇〇〇〇さんが経営面積の数字が若干ずれている気がするんですけども。

52ページの2番、3番、4番、〇〇〇〇さんの経営面積の数字が若干ばらつきがあるから、どれが正しくて、どれが一番直近の数字なのかなって。

[事務局]

分かりました。ちょっとシステムと照合する必要がありますので、また御確認して、お知らせさせていただくということでよろしいでしょうか。

[2番]

はい。どれかが間違えちよるとかなって思っただけです。

[事務局]

貸付地のところの面積が違うと思うんですけど、〇〇〇〇さんが今回新規で上がってはいるんですが、実は、ちょっとお待ちください。

[2番]

新規と再設定での違いのあれがあるっちゃろうかなって思ったっちゃけど。

[事務局]

たぶん〇〇〇〇さんの操作の関係だろうとは思いますが、前回は新開込の1筆のみの契約でした。

今度11月に期間満了を迎えるので、どうされますかっていう案内をお出ししたところ、実は〇〇の1筆も借りているんだということで、今回の契約に含めてほしいということで、一旦議案を作るシステムの操作の関係で新開込の貸借を完了させた後に2筆分を新規の契約として入力したので、ちょっと更新っていう扱いができなかったものですから、そちらの影響かと思われます。今の説明でよろしいでしょうか。

[2番]

はい。大丈夫です。

[事務局]

はい。ありがとうございます。

[議長]

そのほか何か質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から7番まで、7件の案件について、一括して採決したいと思いますが、これに異議はございませんか。

それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

1番から7番までの7件の案件について、原案のとおり決定することに賛成

委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和3年第10回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労様でした。

(閉会 15時10分)